



島根県報

平成21年1月27日（火）

号外第7号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定により島根県障害者福祉施設整備費補助金の交付（障害者福祉課）2
の対象等を定める告示

告 示

島根県告示第53号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県障害者福祉施設整備費補助金の交付の対象等を次のとおり定めたので告示する。

島根県障害者福祉施設整備費補助金交付要綱（平成11年島根県告示第591号）は、廃止する。

平成21年 1月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

島根県障害者福祉施設整備費補助金

2 交付の目的

社会福祉法人等が整備する障害者福祉施設又は障害児福祉施設の施設整備及び設備整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者福祉施設又は障害児福祉施設の整備を促進し、障害者及び障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事業等

(1) この補助金の交付の対象となる事業、施設の種類の、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は、次の表のとおりとする。

交付対象事業	施設の種類の	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び同条第12項に規定する障害者支援施設の施設整備	障害福祉サービス事業所	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10号の4及び第10号の6の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。）、医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人をいう。以下同じ。）、日本赤十字社、公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいい、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。）を含む。以下同じ。）等。以下「社会	創設、改築及び老朽民間社会福祉施設整備（以下「創設等」という。） 大規模修繕等及びスプリンクラー設備等整備（以下「修繕等」という。）

		福祉法人等」という。)	
	障害者支援施設	社会福祉法人等（医療法人を除く。）	創設等 修繕等
障害者自立支援法第5条第10項に規定する共同生活介護及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う事業所の施設整備	共同生活介護事業所 共同生活援助事業所	社会福祉法人等	創設 大規模修繕等
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）の施設整備	補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 聴覚障害者情報提供施設	社会福祉法人	創設等 修繕等
障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設の施設整備	肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場 身体障害者通所ホーム	社会福祉法人	修繕等
障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者援護施設及び知的障害者福祉工場の設置及び運営について（昭和60年5月21日付け厚生省発児第104号厚生事務次官通知）に基づく知的障害者福祉工場の施設整備	知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉工場	社会福祉法人	修繕等
障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた精神障害者社会復帰施設の施設整備	精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホームB型 精神障害者入所授産施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場	社会福祉法人 医療法人	修繕等

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び重症心身障害児（者）通園事業の実施について（平成8年5月10日付け児発第496号厚生省児童家庭局長通知）に基づく重症心身障害児（者）通園事業施設の施設整備	知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設	社会福祉法人 日本赤十字社 公益法人	創設等 修繕等
	重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）	社会福祉法人	創設等 修繕等
厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）に基づく精神障害者退院支援施設の施設整備	精神障害者退院支援施設	社会福祉法人等	創設等（老朽民間社会福祉施設整備を除く。） 修繕等 改修（転換）
障害者自立支援法第79条第2項に規定する福祉ホームの施設整備（既存施設を改修し福祉ホームに転換する場合に限る。）	福祉ホーム	社会福祉法人等	改修（転換）
社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づく応急仮設施設の施設整備	応急仮設施設	社会福祉法人等	応急仮設施設 整備

(2) (1)の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国要綱」という。）第2の3の(2)から(5)までに定める整備内容による。

4 補助金等の額

- (1) 補助金の交付額は、(2)及び(3)により算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- (2) 3(1)の施設に係る創設等及び改修（転換）については、国要綱第2の6の(1)のアにより選定された額と国要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。
- (3) 3(1)の施設に係る4(2)以外の事業については、国要綱第2の6の(2)のイに規定する都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。